

## 静岡市 AI コンシェルジュ(市民向け AI 対話型検索プラットフォーム)導入業務 プロポーザル企画提案書等作成要領

### 1. はじめに

本書は、静岡市 AI コンシェルジュ(市民向け AI 対話型検索プラットフォーム)導入業務委託のプロポーザル実施に際し、参加事業者に提出を求める企画提案書等の作成方法等について定めるものである。なお、企画提案書等の作成及び提出にあたっては、本書はもとより、「仕様書」についても熟読すること。

### 2. 提出書類等

#### (1) 企画提案書

- ① 「仕様書」等の内容を踏まえ、別表1「企画提案書記載項目一覧」に従い記載することとし、記載順序も一覧のとおりとすること。
- ② その他提案することがある場合は、自由提案することも可とする。
- ③ 留意点
  - (ア)企画提案書等に記述した事項は、自由提案を含め提示価格の範囲内で実現すること。
  - (イ)具体的な手法や条件、事例との比較等を含めて分かり易く簡潔明瞭に記載すること。
  - (ウ)必要に応じ、図表の使用も可とする。
- (エ)IT及び業務スキルに長けている者でなくても評価が可能となるよう、可能な限り平易な言葉を用いること。
- (オ)IT及び業務に関する専門用語を用いらざるを得ない箇所がある場合には、同用語の説明を本文中に記述するか、提案書付録として添付すること。

#### (2) 見積書

- ① 様式2「見積書」を用いること。
- ② 稼働後の運用保守費用も見積もること。
- ③ 各工程における内訳について、できる限り詳細に作成し、様式2に添付すること(様式任意)。

#### (3) 業務受託決定後に使用する AI チャットボットのデモ環境操作機会の提供

- ① 審査にあたり、事業者名や事業者名を連想させるブランド名等を記載していない AI チャットボットのデモ環境を、令和7年12月16日(火)から23日(火)の期間に利用できること。
- ② デモ環境は、Web ブラウザ上で動作し、任意のテキスト入力・応答が可能であること。
- ③ デモ環境は、ID・パスワード等により審査担当者がアクセスできるようにすること。

- ④ デモ環境の回答範囲は静岡市公式ウェブサイト(<https://www.city.shizuoka.lg.jp/>)の配下のみとすること。
- ⑤ デモ環境において、任意の質問に対するハルシネーション(誤回答)や不適切な回答が発生しないか、回答精度を審査担当者が確認できること。しかし、正式版と同等の機能・デザインを求めない。
- ⑥ デモ環境の URL、アクセス方法、利用手順を企画提案書に明記すること。

### 3. 提出部数等

#### (1) 企画提案書 各1部ずつ

- ① 電子データ(事業者名あり)
- ② 電子データ(事業者名や事業者名を連想させるブランド名等を記載していないもの)

#### (2) 見積書 1部

- ① 電子データで1部提出すること。

※なお、以下のいずれかのソフトウェアで閲覧可能なデータ形式とすること。

(ア)Microsoft Word/ Excel/ PowerPoint

(イ)Adobe Reader

### 4. その他

#### (1) 企画提案書等の作成等に要する経費

企画提案書等の作成に要する経費は、全て参加事業者の負担とする。

#### (2) 無効となる提案

以下のいずれかに該当する企画提案書等は無効とし、評価点を付与しないとともに、当該企画提案書等を提出した事業者を委託候補者として決定しない。

- ① 仕様書に適合しないもの
- ② 虚偽の内容が記述されているもの
- ③ 本プロポーザルに関して、公示のあった日から委託候補者決定の日までの間に、選定手続きに定められている事項以外で、選定委員との接触があった者の提案

#### (3) その他注意事項

- ① 提案に際して実現するための前提条件等があれば、必ず企画提案書等に記載すること。
- ② 企画提案書等の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果に生じた責任は参加事業者が負うこととする。
- ③ 企画提案書等の提出は1者につき1案のみとする。

- ④ 企画提案書等に記述について、複数の解釈ができるような記述をしないこと。複数の解釈ができる場合は、そのいずれの方法でも実現を保証したものとみなす。
- ⑤ AI コンシェルジュの機能拡張や、生成 AI の活用提案がある場合は自由提案を可能とする。自由提案を行う場合は実績や事例・学術研究結果に基づき、具体的な内容を提案すること。なお、自由提案は必須ではないが、評価点の加点対象とする。
- ⑥ 企画提案書等に示す内容は、参加事業者の責任を持って契約後必ず対応することとする。ただし、提案項目の実施有無等は市が決定するため、市の指示に従うこと。